

第48回 佐用町議会(臨時)会議録 (第1日)

平成24年2月9日(木曜日)

出席議員 (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 彥	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	大 久 保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (10名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	坪 内 頼 男
			農 林 振 興 課 長	茅 原 武
	商 工 観 光 課 長	前 澤 敏 美	建 設 課 長	上 野 耕 作
	教 育 課 長	坂 本 博 美	天文台公園参事	安 本 泰 二
	監 査 委 員	檜 本 忠 美		
欠 席 者 (1名)	天文台公園長	黒 田 武 彦		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

日程第 2 . 会期決定の件

日程第 3 . 推薦第 1 号 佐用町農業委員会委員の推薦について

日程第 4 . 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

日程第 5 . 同意第 1 号 損害評価会委員の選任同意について

日程第 6 . 議案第 1 号 平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）の提出について

日程第 7 . 議案第 2 号 平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

午前 0 9 時 2 7 分 開会

議長（矢内作夫君） 少し早いんですけれども、お揃いになりましたんで、始めたいと思います。

 それでは、改めましておはようございます。開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

 本日、ここに第 48 回佐用町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集賜り、誠にご苦労様でございます。

 気温が上がったり下がったりで、非常に、その体調管理が難しい時期でありますけれども、ひとつ体には気をつけて、今後とも、ひとつよろしくお願いしたいというふうに思います。

 さて、今期臨時会に付議されました案件は、農業委員会委員の推薦及び損害評価会委員の選任、また、平成 23 年度補正予算案 2 件など、5 件が提出をされております。

 何卒、議員各位におかれましてはご精励を賜り、これら案件につきまして慎重なるご審議をいただき、適切妥当なる結論が得られますようお願いをし、開会のごあいさつとさせていただきます。

 それでは、町長、お願いします。

町長（庵逄典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。早朝からご苦労様です。

 今朝も、かなり冷え込みましたけれども、それでも、立春も過ぎてですね、日差しが非常に強く、明るくなってまいりました。

 インフルエンザの方もですね、何か、今のところ、未だ小康状態のような感じで、それほどまだ、ドンドンと拡大をしているということではないというふうに聞いておりますけれども、まだまだ、これから暫く寒さが続くと思います。お互いに、健康管理には十分気をつけていきたいと思います。どうぞ、皆さん方も気をつけていただきますように、まず、ご祈念申し上げます。

 本日は、議案といたしましては、報告ということで、また、町道の小日山線で、車の損傷事故が発生しました。その損害賠償の専決をさせていただいております。

 その他、23 年度の一般会計予算、補正、若干、予算の執行上ですね、組み替えをしなきゃいけないという案件が出てきましたので、また、その点、提案をさせていただいております。

 それぞれまた、ご説明申し上げますけれども、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、ありがとうございます。

 ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより第 48 回佐用町議会臨

時会を開会をいたします。

なお、今期臨時会のため、地方自治法第 121 条の規定により出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、天文台公園長、各関係課長、代表監査委員であります。

なお、黒田天文台公園長からは、入院のためということで、欠席届が提出をされております。安本参事の代理出席を認めておりますので、報告をしておきます。

これより本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（矢内作夫君） 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名いたします。

10 番、山本幹雄君。11 番、大下吉三郎君。以上の両君にお願いをいたします。

日程第 2 . 会期決定の件

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。会期は、本日、2 月 9 日、1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日 1 日限りと決定をいたしました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第 3 . 推薦第 1 号 佐用町農業委員会委員の推薦について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 3、推薦第 1 号、佐用町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りをいたします。議会推薦の農業委員は 4 名とし、江見勝二君、祖開正平君、腰前正好君、藤東義澄君。以上の 4 方を推薦したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は４名とし、江見勝二君、祖開正平君、腰前正好君、藤東義澄君。以上の方を、推薦することに決定をいたしました。

日程第４．報告第１号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第４、報告第１号であります。専決処分の報告について、専決第１号、損害賠償の額を定め和解することについて、町長より報告があります。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました報告第１号、専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

平成２３年１１月５日、午後５時３０分頃、町道小日山線、小日山地内において、道路沿いの山腹斜面から落石があり、道路幅員が狭いこともあり、走行中の自動車がこれを避けきれず、車両の下部に石が入り込み、車両のオイルパンを損傷をさせました。相手方と協議の結果、町として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、修理費用５万３,９８５円の内６０パーセントに当たる３万２,９６１円を支払い和解する内容で、地方自治法第１８０条第１項及び町長の専決処分事項に関する条例第２号の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第１８０条第２項の規定によりご報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（矢内作夫君） ちょっと、金額が間違えておった。

町長（庵逄典章君） 失礼しました。

３万２,９６１円。

失礼しました。ちょっと、待ってください。訂正します。

失礼しました。訂正をさせていただきます。修理費用の額であります、５万３,９８５円の内６０パーセントに当たる３万２,３９１円を支払うということの内容でございます。よろしく願います。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、町長の報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

１７番（平岡きぬ糸君） １つは、今回の損害賠償が発生した事例は、初めてではないと思うんですけど、前は、同じような事例だったかと思います。

この間、その補償だけで、後の対応として、その町道の、危険のないように対応がされたのかどうかというのが１つお聞きしたいと思います。

それから、もう１点は、賠償補償保険料の関係なんですけれど、総合賠償補償保険料、

179 万 6,000 円、今年の予算で計上されておりますけれども、これは、その保険の契約内容として、保険を使ったことで、町の変更があるのかどうか。保険料が引き上げられるとか、そういう点について、まあ、以前にも質問があったかと思うので、再度、確認いたします。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 平岡議員の方から、今、対策についてのご質問がございましたけれども、前回の事故を受けてですね、今年度、一部分において、試験的にですね、ガードレールでですね、落石を防護する措置を取っております。

まあ、その効果を受けてですね、今年、町長の方からの指示もありまして、25 年度です、大々的に約 500、

〔町長「24 年度だろ」と呼ぶ〕

建設課長（上野耕作君） すいません。24 年度で。すいません。今年度予算ね。24 年度予算で、当初予算です、大々的に、大規模的にちょっとやってみようということで、今計画しております。

これにつきましては、予算の、また、説明の折に、また、報告させていただきたいと思っております。

それから、補償の関係については、

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 保険料の件につきましてのご質問ですけれども、結論から申しまして、保険料の、事故があったということで、保険料の変更はありません。

総合賠償保険の、保険の分担金ですけれども、これは、補償額によって類型が 10 あります。佐用町の場合は、身体賠償が 2 億、財物賠償は 2,000 万という型に入っているんですけれども、その保険料の分担金、要は、保険料につきましては、一人当たり、住民一人当たりの分担金率というもので計算されます。

ちなみに、その、うちが入っている保険ですと、一人当たり 86.5 円ということで、そういう計算ですので、お尋ねの保険料の変更は、事故は有る無しにかかわらず変更はないということです。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3 番、岡本君。

3 番（岡本義次君） ちょっと、重なるかも分かりませんが、確認なんですけれど、前回、

小日山で、こういうことが起きましたね。これ、2回目かと思うんですけど、

〔「3回目」と呼ぶ者あり〕

3番（岡本義次君） 3回目かな。3回目か。場所については、どんなんですか。その、同じ所がずってきたということなんかということが1点。

それと、そののそこについては、今、言われた、いわゆるガードレールでの防護ができておったかどうかということの2点。

それと、もう1点は、これ、今の説明では、落石してきて、そこへまあ、どういうんですか、避けきれなかったというような、まあちょっと、言い方だったと思うんですけど、元々、石が落ちておってね、自分が分かっておって、そこへ乗り上げたいうんと、落ちてきて避けられなんだいうんと、また、違う思うんです。事情的にね。ですから、そこらへの負担割合が60パーセントというんはね、そこら辺がどうなんかないかという、この3つお尋ねします。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 場所についてはですね、今、大日山地内で、一番上流の、河川改修工事がされておるんですけども、その一番上流端のカーブの手前ということで、その部分につきましては、前回、事故のあった場所とは、ちょっと違う所でございます。

それと、前回の所におきましては、ガードレールで対応して、しております。その部分についても、全線じゃなしに、これ、試験的にということでやらしていただいて、効果があったということで、今年度、24年度でですね、新規にやっていきたいということで考えております。

議長（矢内作夫君） 避けきれなかったかどうかということ。

建設課長（上野耕作君） ここにも書いておるとおりですね、当然、あの、時間帯も、この11月の5日ということで、日暮れ、日の落ちも早うなっておるということで、暗い時に、まあ、シカか何か蹴飛ばしたんか分からんんですけども、その石が落ちてくるということで、予期せぬ物が落ちたということでね、その、丁度、議員もご存知のとおり、下は川で、崖で危ないんで、もう避けきれないということが、これ、確実なものでございましたので、全額ということじゃなしに、前回の事例も合わせてですね、四分六ということで、相手方と交渉させていただいて、示談させていただいたということでございます。

議長（矢内作夫君） 他に、よろしいか。
はい、他に質疑。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、10番、山本君。

10番（山本幹雄君） ちょっとよう分からへん。ガードレールが、川沿いにあるんか、山

沿いにあるんかいう点と。

それから、今ね、ガードレールがって、その、あれしとうと言いよったから、山から落ちてきていうんだったら、ガードレールを山側にしておるんかな。山側にしておるんかね。だから、それで意味があるんかなというの、普通、石ころ、ガードレールで止まるかいうのがあるんやけど。

それと、もう1つ一番肝心なのは、これまあ、3回目で、皆、岡山なんやな。前も言うたように、2回目の時も言うた。岡山だった。で、場所が、あの線なんやな。何か、不思議な感じがするんや。

で、昨日、僕も実は通ったんや。あの上流側というか、ずっと奥まで行ったら、ストップして、しておるからね。で、まあ、あそこで帰って来たんやけど。

他の者は、一個もそういうことがないのに、何で、岡山の者だけ、そんなにしょっちゅうあるんかいう部分と。

実際これ、警察とか呼んで、話しして、そういうのはやっているわけなん。どうなんですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） この事故の申立てなんですけれども、当然、警察の方に事故証明をとっていただいて、事故があったという証明を受けてですね、処理をさせていただいております。

それと、ガードレールの位置ですけれども、県道なんかも見ていただいたら分かると思うように、県道の吉永下徳久線ね、ずっと今年、県、ずっとガードレールを山側に、落石がこう、落ちんようにいうことでされておるんですけども、あれのちょっと大型のことを、今年やらせていただいたということで、山側から崩れて落ちる物を、路面に落ちないようにというような形でさせていただいております。

で、今の所については、今、事故が、今回起きた所については、何の対策もしていなかったということと、それから、この道は、山側の岩盤を切ってですね、もう早、相当数時間が経っておりますので、当然、岩盤も風化してですね、寒等が起きればね、落ちやすいような状況にも、今、なっておりますので、ここら辺も含めてね、今後の対策を考えていきたいということで計画しております。

議長（矢内作夫君） 岡山の件は、よろしいか。
はい、他に。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、1番、石堂君。

1番（石堂 基君） 関連してというか、議案本来じゃ、内容がちょっと若干違うので申し訳ないんですけども、前回の事故があった後に、その、ガードレールの山側の敷設を行って、落石なんかの防止の相当の効果が見えたということで、今、お話があって、更に言えば、24年度、その効果を活かして、大規模的にやりたいということだったんですけれども、具体的には、町内でも数多く、こういうふうな、町道に落石が、常時見られるような場所

はあると思うんです。

で、町道小日山線のための、その大規模的な安全施設の敷設なのか、あるいは、町内全体を、一応は点検をして、町道管理の面から、その効果があったものを、他の地区でもやるのか。その24年度の取り組み、当初で、また、説明はあるとは思うんですけれども、そこへんの考えだけ、ちょっと示していただけますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、それでは、町長。

町長（庵逄典章君） 小日山線は、こうして度々ですね、こういう事故が起きているということ。で、小日山線の状況が、あれ沿線が、町道としては一番長い、10キロぐらいあるんですね。今、建設課長言いましたように、狭い所を通ってますから、山側をですね、切り立ったようなんにしたり、山と川とがひつついたような所で、なかなか全面的にね、そういう対策をしようとする、大変なお金が掛かります。

これまでも、そういう、その、山からの落石が、しょっちゅうあって、危ない所というのはあります。そういう所については、工法としては、一番簡単な方法が、そういうガードレールのあの板を、2枚ぐらい積み重ねてですね、山際にずっと、落石が落ちたら止まるようにするような方法。それから、県なんかでも行っているように、丸太なんかの柵をですね、山側に行っています。そういうことで、こういう度々、こういう事故が起きている、小日山についても、非常にまあ、全面的なことは、全線を完全なことにするというのは、大変な費用が掛かるんですけれども、これまで、そういう危険な箇所から中心にやってきて、それでも、かなりの効果はあるということで、来年度、24年度の当初予算の中でね、そういう落石防止ということ、小日山線を中心にですけども、当然、他の所でも危険な所がある所については、同じような方法で、行っていくために、相当、予算の時に説明しますけども、全体の道路維持費で置いている予算が、5,000万ぐらいですね、だいたい予算、毎年、措置させていただきよんですけれども、その上乗せでね、2,000万余りを、一応、24年度の予算の中で、措置させていただいて、対策をしていきたいと考えてます。

ただ、その、今の簡単な方法というのはですね、どうしても、山の裾が、ある程度の傾斜が緩やかな所であれば、よく止まるんですけども、もう切り立った所ですと、その上から落ちてきますから、なかなかそれだけでは対策になりません。

それとその、問題は、やっぱりシカなんですね。ほとんどの場合が、今、シカが上を歩いて、蹴落として、石ころを落とすということで、大きな、その、土砂崩れとか、そういう、その、ような状態じゃなくてですね、小石がゴロゴロ落ちてくるというような状態です。

ですからまあ、そういう点で、なかなかですね、山の上の方まで、そんな対策をするということは、これも本当に事業費の面で、とてもできませんし、そういうことをしながら、注意喚起ですね、やっぱし、今、お話しのように、岡山の人が、よく、そういうふうになるというのは、地元の方は、そういうことがあるということは、ある程度、危険を感じながら、注意して通られているということが、ひとつあるんじゃないかと思うんですよね。

ですから、やはり道路にも、そういう落石があるということを、ある程度、注意してくださいという前提でね、注意喚起の、そういう看板なんか設置しなきゃいけないというふうに思っております。以上です。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。
はい、他に。はい、ないようですので、これで質疑を終結をいたします。

日程第５．同意第１号 損害評価会委員の選任同意について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第５、同意第１号、損害評価会委員の選任同意についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました同意第１号、損害評価会委員の選任同意について、提案のご説明を申し上げます。
損害評価会委員は、各地域ごとに推薦をいただいた 26 名を定数としておりますが、この度、三日月地域の委員 1 名に欠員が生じたので、定数を補充するため、規定により議会の同意を求めるものでございます。
なお、任期は、前任者の残任期間の平成 26 年 3 月 31 日までとなっております。
ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。
同意第１号につきましては、本日即決といたします。
この際、お諮りをいたします。同意第１号については、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。
それでは採決を行います。
同意第１号、損害評価会委員の選任同意について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって本案は、原案のとおり同意されました。

日程第６．議案第１号 平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）の提出について
日程第７．議案第２号 平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第６と第７については、一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。

それでは、議案第 1 号、平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）の提出について。

議案第 2 号、平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 1 号及び議案第 2 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 1 号、佐用町一般会計補正予算（第 6 号）から説明をさせていただきます。

初めに、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 134 億 6,225 万 5,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、町預金利子 2,000 円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、商工費を 100 万円増額し、教育費を 100 万 2,000 円減額をいたしております。

今回の補正予算は、緊急雇用創出補助事業補助金を有効活用するため、事業費に余剰が見込まれる学校ホームページ充実等事業及びスクールアシスタント充実事業の賃金を実績見込みに合わせて減額し、小中学校施設周辺樹木の剪定等を実施するため、公共施設環境美化事業の委託料に 100 万円を振り替え増額するものでございます。

続きまして、議案第 2 号、佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 2 号）についての説明をさせていただきます。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,983 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 1,309 万 9,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正に掲げておりますとおり、歳入における県支出金 2,983 万 8,000 円を財源として、歳出の教育費におきまして、同額を増額計上いたしております。

今回の措置は、天文台公園運営費におきまして、冷却 C C D カメラ更新及び南館エンクロージャー車輪修繕について、兵庫県から予算確保の内示があったため、当該修繕料を追加するものでございます。

以上、簡単でございますが、補正予算の説明とさせていただきます。ご承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 1 号と第 2 号につきましても、本日即決いたします。

まず、議案第 1 号から質疑に入ります。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、緊急雇用の関係での、余剰分の予算の執行の取り替えということではありますが、まず、スクールアシスタントの賃金の関係から確認したいと思います。

まあ、今回、87 万円減額ということではありますが、当初予算は、1,158 万 4,000 円。それで、12 月の 5 号補正で、363 万 6,000 円を減額して、今回、87 万円の減額ということで、これは、12 月議会の補正では、5 人分のスクールアシスタントの賃金を、1 人、上月小の関係ですけど、必要なくなったということで、4 人分になったという説明で、この間来ています。

それで、伺いたいのは、例えば、1,158 万 4,000 円の当初予算が、5 人分とすれば、一人当たり 231 万円であります。で、今回、5 号補正、6 号補正で、最終的に、ここが 707 万円ほどになっています。707 万円の 4 人分ということは、一人当たりが、176 万円。ですから、一人当たりのアシスタント賃金が、当初予算より 7 割ほどになっていると。一人当たりですね。というのが、今回の補正であります。

これは、1 つは、この当初予算のアシスタント賃金の過大見積りなのか、それとも、当初から見た場合に、1 人減員になったというのは、それはまた別問題なんですけど、残りの 4 人の賃金が 7 割ぐらいになっているということは、これは何かその、時間的にね、従事日数が変更あったとか、そういうことでの、この、当初予算との格差なのか、このあたりの理由について伺います。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 12 月の段階で、一度その、特別支援教室が設定されて、1 名、なったという、減で、その時の補正の額は、説明させていただいたんですけども、全体的に当初予算置く時にですね、時間単価、一応、1,800 円の時間で設定しておりました。

ところがその、近年、特別支援に該当しそうな子ども。境界線の児童ですね、が、段々増えてきて、これ今後、ますます増えていく。それで必要となってくる可能性があるんですね。だから、できるだけ、そういうことに対応して、1,800 円の時間単価を 1,500 円で執行しております。その差額がございます。

それと、時間外が、当初、発生して、ランダムに発生しておりましたので、その分を、ちょっと、それは、ちょっと過大に見積もった設定で、ちょっと余剰金が多く出たということで、実際の、当初予算の時間設定から、時間 300 円違う形で執行させていただいておりますので、1 人減になった分と、その時間単価の減額した分、その差で余剰金が出ております。

以上でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） それで、問題の緊急雇用の関係の、県からの交付金関係ですが、

これ、当初予算の時に、県からの緊急交付金が 298 万円ですね、1,100 万何ほかの当初予算に対する財源内訳として、約 300 万円というのが、当初の、県の緊急雇用の交付金だったことになってます。

それで、なぜ、そんなことするかということをお伺いしたいのは、つまり、1 人減って、最終的には 707 万円になったと。この賃金がね。総額が。で、その内、先ほどのホームページの関係で 13 万 2,000 円ほど緊急雇用減らしてますから、総額として、そのホームページの関係も加えてもね、298 万円、県の緊急交付金 coming しているものを、それだけでは、スクールアシスタントの賃金賄えませんから、一般財源を入れてます。だから、700 万円の内の 300 万円は緊急雇用で、ざっと言えば、400 万円が一般財源という財源内訳だというふうに思います。

それで、700 万円になったとしても、298 万円では対応できない。緊急雇用のお金ではね。いうのに、わざわざ、この 298 万円から 100 万 2,000 円を減額して、で、そのお金を商工費の環境美化の緊急雇用の方に回すと。なぜ、こんな執行をされるのかということです。

つまり、本来ならば、県からの緊急雇用の 290 万円、300 万円は、そのまま財源としておいて置いて、そして、400 万円の内の一般財源を減らせばね、これは済む話ですから。それをせずに、一般財源を置いたまま、100 万からの緊急雇用交付金を減らして、それを振り替えると。商工費の方にね。こういう措置、予算執行というのは、正しいのかどうか。

確認したいのは、どうしても、緊急雇用の 100 万円を、ここで減額しなきゃいけない理由があるのかどうか。そのあたりの点についてお伺いしたいのですが。

議長（矢内作夫君） 総務課長、どっちが答える。

いや、理由があって、したんやろ。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） どういったふうにお答えをしたらええんか、ちょっと、頭の中、整理つかんのですが、一応、この学校支援の、支援員設置事業につきましては、緊急雇用分としてですね、当初予算で、今、議員おっしゃいましたように、298 万 5,000 円というものを緊急雇用分として申請をさせていただいております。

ただ、今回ですね、教育委員会の方ですね、この事業、最終精算見込みによりまして、まあ、不用額が出るということで、この金額が出たということで、その分、まあ、県の 10 分の 10 の補助でございますので、やはり学校の方で使おうということで、まあ、振り替えをさせていただいたということなんですが、お答えになってないかも分かりません。

議員は、先に緊急雇用を使って、一般財源を減額すればいいんじゃないかというようなご質問だと思うんですが、そのへんについては、ちょっと、教育総務課長、分かりますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 教育課長。はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 私、ちょっと、難しいと思うんですけども、ただ、10 分の 10 の、せっかく補助金があって、それをスクールアシスタント分の経費としては余剰金が出たわ

けですから、ただ、学校全体とすれば、今度、中身の説明させていただきますけども、各小中学校、6校ですけれども、大きな、これまでずっと経費削減で、主な部分は、庭木の剪定とかね、その分に、全然金が掛かってなかったんです。それから、急斜面の草刈りとか、ちょっとPTAの方にはできないような所があって、それをずっと、この際、そういう資金を使ってね、整備できたらということで、その緊急雇用で、そんだけの、10分の10の財源がある所は、活用させていただきたいなということで、余剰金等相殺して、これで対応できるかなということで、まあ、そちらに充てさせていただいたということでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） あのね、ちょっと聞いてると、答弁になってないんですわ。

あの、結局ね、余剰金を、学校の庭木や何やらの剪定や草刈りに使ったらいかんという質問をしておるんじゃないんです。言うてるのはね、総額700万円の最終予算になったと。そのスクールアシスタント。それから、若干、このホームページの関係もあるみたいですけど、簡単に言えば、700万円になって、で、元々、300万円ほどが緊急雇用で、お金来ていたけれども、これでは到底、この事業は賄えないというのが、当初予算の出発点だったですね。

それで、最終的に1人減ったということで、当初予算より450万円ほどお金が要らなくなった。それだって、最終的に、700万円になって、400万円が一般財源で、300万円が緊急雇用という財源内訳になっているのに、わざわざ、この300万円の内から100万円ね、緊急雇用を削って、他に回すというやり方。つまり、これは県が何も言わないのかもしれないけれども、緊急雇用は、ご存知のように、各事業名、メニューを作ってね、県の許可を受けて、県から交付されるというのが、緊急雇用の事業であります。

で、極端に言うたら、事業が違えばね、それは認められてないということになるわけですから、余った金はね、返すのもったいないから、他の方に適当に振り分けてね、使っておけばええんだということが、果たしてこの事業の趣旨からしてね、成り立つのかどうか。そのあたりは、普通、国の監査なんかすれば、これは事業が違うがなというような指摘さえ受けかねないようなことでもあるんですね。

それで、聞きたいのは、予算の執行として、そういう場合に、300万円の交付金で400万円の一般財源の内訳があればね、お金が余れば、当然、一般財源の方を削ると。それから今言ったように、環境美化で、学校関係の美化をやりたいというのであれば、商工費の方ではね、当然、100万円は余って、一般財源をつぎこめば、これは庁内の予算執行ですから、何ら問題ないし、県からも、何があっても一言もね、指摘される筋合いがない。そういう健全な予算執行だというふうに思うんですね。

そういう健全な予算執行をあえて、いつ指摘されるかも分からないというような危険な執行をされるのか。そのあたりについて、伺っておるんですけれども。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） あの、この残額がまあ、教育費で、緊急雇用分についてですね、

最終精算見込みによりまして、不用額が出るということを受けましてですね、当然まあ、県と協議をさせていただいて、そういった中で、振り替えについて可能であるという了承の下にですね、こういった予算の組み替えをお願いをしておるということで、県とも十分、その点については協議をさせていただいております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） そこで問題になるのはね、誰が考えても、まともに使った方がいいんですよ。県のお金というのは。その趣旨に沿ってね。

そういう時に、県の方が、緊急雇用の 100 万円、削りたいんだったら、許可するからええでと、例え言ったとしても、言ったとしても、そんな許可もらわなくてもね、まともに 300 万円、県の緊急雇用は使って、一般財源さえ削って、それを振り替えれば、商工費の方にね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あ、今、鍋島議員の指摘は、私も、そのまま、本当にその通りだと思います。

〔鍋島君「ほお」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） はい。ただ、それにはですね、実際、その申請時にね、どういう申請の仕方をして、こういうお金を使っているのかというところがあるわけです。

だから、担当者の方にですね、これは、十分、もういっぺん確認をして、緊急雇用の予算、最初から、その全額で充てておるんだったらね、余ったからこちらという、こういう手続きもいいんですけども、その一部に使っているんですから、本来まあ、そのことから優先して使って、一般財源を継ぎ足した分で調整するのが一番、今、言われるように、それだけで見れば、その通りだというふうに思いますけども、まあ、実際は、それをしてないというのは、それなりの、やっぱし、当初の申請時点に、これに何人充てるとかですね、まあ、いろいろとその、手続きのルールというものがあつたと思いますから、そのへんは今、ちょっと調べます。ちょっと、時間いただきたいと思います。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） ただ、それはそれとして、これは、手続き的にはですね、今言う、何でも使ったらいけない。できるという問題じゃないんで、そのために、今日、こうして、予算の組み替えの予算、議会の議決をいただいて、この新しい事業として認めていただいて執行すると。この点は、県とも協議をして、まあこの、緊急雇用の予算を 100 パーセント有効に使わせていただくという形にしておますのでね、この点は、お認めいただきたいというふうに思います。

議長（矢内作夫君） それでは、今、総務課長、下りてますので、他に何か。他の件でね。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、10 番、山本君。

10 番（山本幹雄君） ちょっと、当初の説明を、ちょっと聞き損ねた部分があるんか分かんけど、この商工費で使う、公共施設の、この環境美化というのは、これは、要は、学校の、さっき言うたような部分に充てるということなんです。これは、どこどこ使うわけ。学校の。学校の。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 小学校あるいは中学校、そういった所ですね、剪定でありますとか、草刈りとか、そういった費用にまあ、使用させていただくということで、学校名を申し上げます。

利神小学校、久崎小学校、三河小学校、それから三日月の小中学校、それから佐用中学校、それから三日月の陣屋跡ということでございます。そういった所の、主なものを草刈りなり庭木の剪定ということでございます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

10 番（山本幹雄君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、それでは、鍋島議員の答弁。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） ちょっと、息が切れてますので。

まああの、この交付金、緊急雇用の交付金自体の話だと思うんです。

というのは、緊急雇用の交付金というのは、その雇用を、雇用を高めると性格の、その交付金ですので、元々、その交付金の事業というのは、緊急雇用ということで、例えば、職安とか、そういう所を通じて雇用を確保すると。

だから、町で元々採用している職員とか、継続的にね、そういう方は対象にならないと。だから、事業の、この事業を、その採択された時に、計画として挙げていた予定。まあ、緊急雇用として、職安等に照会かけて採用する。そういう方を、当初、300 万ほど挙げていたと。それが、その方の、その部分の雇用日数等が減ったために不用額が出たと。それを従来雇っておるスクールアシスタントでカバーすると、そういうことはできないということで、一般財源は、そこには、一般財源で調整すると。従来雇っておられる方は一般財源で対応してますので、その組み替えはできないということです。

よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） あのね、結局、最初、5 人だったんですよ。上月小学校入れてね。で、5 人の内ね、だったら、どなたが職安通じた人なのか、従来の継続なのかというね、それは、どうでもできるこっちゃないですか。

だって、上月小学校の分の、削った人は、この人が、職安の人だったんですという特定などする必要ない。そのあたりちょっと説明して。おかしいですよ。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 緊急雇用の目的はですね、臨時的な、一時的つなぎというふうなことで、特にまあ、非正規労働者、中高年等の失業者、そういった方の短期的な雇用。それから就業の機会の創出というふうなことで、こういった方々の生活の安定を図るといふふうな目的で創設された事業でございます。

ただ今、総務課長が申しあげましたようにですね、そういった基準に合う方。そういった方でないと、対象にならないということで、教育委員会の方では、そういった対象にならない方があったのではないかというふうに思います。

そういったことで、一般財源で、なる分については、緊急雇用で対応し、ならない者については、一般財源で対応したというふうに思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあね、結局、何を言っているかということ、結局、5 人だったスクールアシスタントが、1 人いらなくなったために削ったと。その分の予算がいらなくなったという話なんですね。

で、それは、上月小学校なんですわ。そしたら、初めから、上月小学校の人を、今言ったように、緊急雇用の対象者として決めていたと。で、その人が要らなくなったわけだから、その分が減額されたというふうになるわけ。そのことなんですわ。

つまり、だったら、聞きますけど、5 人の内、何人が、その、いわゆる緊急雇用の対象の賃金だったんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 対象は1 名です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） だったら、1 名だったら、何も、その人が、上月小に行く予定だったという扱いをしなくてもいいわけですね。5 人の内どれか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私も、だいたい分かりました。いろいろと、今、説明させていただいたり、また、ご質問いただいた中でね、整理していくと、緊急雇用というのは、今言うたように、職安を通したりして雇用するという形で、従来からアシスタント等、いろいろと直接お願いして、採用している人は対象にならない。そうすると、まあ、今年度について、実際 5 名だったのが 4 名になる。これは、緊急雇用としては 1 名。その人が、どこに行くかということまで含めてしているわけじゃないんですね。ですから、その 1 名の分について、その当初の計画として、まあ 300 万。これは先ほど、だいたい 1 人 300 万円ぐらいということで、予定していたと。それが、その時間単価が 1,800 円から 1,500 円になった。それから、時間外についても整理をして、なったと。すると 1 名分が 200 万円になったということになるんですね。

ですから、その残り 1 名については、緊急雇用として対応してますけども、それに余剰金ができたと。100 万円のね。それを、こうして振り替えして使うということです。それで、分かっていただけだと思います。

16 番（鍋島裕文君） 分かりました。初めから、そういうふうに言ってくれてたら。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8 番、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 西はりまの天文台公園の方でお尋ねします。

議長（矢内作夫君） ちょっと、まだや。1 つずつで言いよんじゃさかい。

8 番（笹田鈴香君） ああ、ごめん。1 つずつですか。すいません。

議長（矢内作夫君） 他に、よろしいか。

はい、それでは、ないようですので、これで質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。はい次に、賛成討論の方。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。これより、議案第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第1号、平成23年度佐用町一般会計補正予算案（第6号）の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第2号に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） すいません。失礼しました。質問します。

歳入歳出とも、県からの委託金ということで、同じ金額の2,983万8,000円なんですが、ちょっと、当初予算から言いますと、金額も大きくなっておりまして、整備費が修繕料として出ているわけですが、これの内容と、それから内訳の説明をお願いしたいのと。

そして、当初から比べますと、大変大きな金額になっているので、この、今回、補正が付いたということですが、いつ頃から修繕を必要とするのが分かったのかどうか。そのへんをお尋ねします。

〔天文台公園参事 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、安本参事。

天文台公園参事（安本泰二君） まず、この修繕の内訳ですけれども、冷却CCDカメラ、これは、なゆたに付随したものなんですけれども、その修繕が2,760万5,000円。

それから、南館のエンクロージャーの車輪の修繕分が223万3,000円となっております。

で、その時期なんですけれども、実はもう、去年、一昨年ぐらいになるでしょうか。定期の保守点検で不具合が見つかりまして、23年度の当初、あるいは23年度の補正、で、また、24年度の当初、もう全て、県の方へ要求しておりました。要求しておりましたが、24年度の当初分、昨年の11月頃まで、やっぱり駄目だと。付けられないという返事をもってましたので、今回、24年度の当初予算も、それを抜きで計上しているんですけれども、去年、年末、12月の本当に終わりだったんですけれども、電話がありまして、付くかもしれないという電話がありました。

で、年明け、1月の最初に、電話ですけれども、付くことが決まったという連絡をいただいて、正式に文書で通知が来たのが、1月25日。でしたので、ちょっと、この時期になっております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） そういう事情は分かったんですが、で、この間、その、一昨年から

ということになりますと、期間が長いんですけど、観望客とか、そういった方に、支障があったかなかったか。

それ、まあ、なかったから、今までね、休館にもならなかったと。お休みにならなかったと思うんですけども、これだけ大きな金額ですし、他にも、やはり精密な機械がたくさんあると思うんですが、保守点検されていると思いますが、現在、そういった、他にも必要とするような所が見つまっているかどうかだけ確認します。

〔天文台公園参事 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、安本参事。

天文台公園参事（安本泰二君） 現在、一番影響が大きいのが、なゆたの望遠鏡そのものが、実は、今もちょっと不具合で止まっております。

で、昨年、年末もちょっと調子悪い時があったんですけども、それは、何とか直りました。

で、全く動かないという状況ではなしに、直ったり、止まったりというような状況でして、実は、この週末、土曜日、日曜日、月曜日、月曜日、休園ですから、火曜日の予約のお客様には、もう既に電話をして、ひょっとしたら、観望会が、60センチの望遠鏡を使わざるをえないかも分かりませんので、ご了解くださいという電話は入れているような状況です。

そのへんも、県の方には、ずっと要求はしております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

はい、ほかに。

ないようですので、これで質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。次に、賛成討論の方。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより、議案第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第2号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第2号、平成23年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第2号）の提出については、原案のとおり可決されました。

議長（矢内作夫君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。今期臨時会に付議されました案件は、終了いたしましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、第 48 回佐用町議会臨時会
はこれをもって閉会といたします。

それでは、寒い中、本当にありがとうございました。

当初に申し上げましたとおり、非常に天候不順な状況が続いておりますので、また、3
月議会も、3月2日から始まります。皆様方には、お体十分にご自愛いただきまして、ま
た、引き続き、ご尽力をいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いしま
す。

本日は、本当にご苦勞様でした。

町長。

町長（庵逄典章君） どうもありがとうございました。

午前 10 時 20 分 閉会
